

# あゆみ会報

編集 湘南あゆみ会

〒254-0807 平塚市代官町21-4 SEA 平塚ビル3F フレンズ湘南内

TEL/FAX 0463-24-0420

定価 50円 (会員は年会費に含まれています)

2025年3月号 第211号

## 報告

### ●障害者差別解消法講演会 主催 神奈川県障害者社会参加推進センター

令和7年2月5日 二宮町生涯学習センター ホール

テーマ 「障害者差別解消法の動向等について」

講師 弁護士 内嶋順一氏 (みなと横浜法律事務所)

第1部 表彰式 障害者の社会参加に功績のあった事業所の表彰

第2部 講演会

第3部 シンポジウム テーマ「障害当事者の発信について」

シンポジスト 肢体・視覚・聴覚・知的各障害者団体より4名



#### 講演要旨

#### 第1 障害者権利条約への参加と障害者差別解消法の整備

##### 1 障害者権利条約について

1) 障害者権利条約は、国連で決められた障害者の権利に関する国際的なルールです。

国連が定めた様々な人権に関するルールの中で、初めて「障害者」の人権について「正面切って」定めた点で高く評価されます。

2) 障害者権利条約の源泉は、「障害者個人に対する敬意（障害者個人の尊厳）」です。

障害者を単なる支援対象ではなく、尊厳ある個人であると正面から認めたのです。

3) 「私達抜きに私達の事を決めないで」 Nothing About Us Without Us

障害者も社会の中で物事を決める場に参加し、意見を述べる。

4) 「障害」について新しい考え方を採用

医学モデル 「障害者の生きにくさは、機能が不全である障害者個人の問題である」

↓ (変更)

社会モデル 「障害者の生きにくさは、医学モデルによる障害と社会にある壁とが互いに影響し合って生じる物であり、社会の問題である」

ではなぜ 非障害者は社会の中に壁をつくってしまうのでしょうか。

多くの場合、非障害者は自分に与えられた特権に気づかず、その「特権に対する無意識」を前提に社会を作っていくから。

例：自分の足で自由に歩ける非障害者はその特権に気づかず、車椅子で移動する人のことを

考えずに道路を作ってしまう。

このように無意識に生み出される社会的障壁を明らかにして、これを解消しようという考え方が「合理的配慮」の考え方です。

社会モデルに立った障害の見方は、社会に生きる人々全員が「自分の事」として「障害」を見えるようにする「機会」を提供する大切な機能を持っています。

- 5) 障害者権利条約が求めているのは「非障害者との平等」であり  
人並みのあたりまえを実現しましょう、ということです。

## 2 障害者権利条約の批准に関わる国内法の整備

- 1) 障害者基本法の改正 障害者の権利擁護を謳った国内の基本法
- 2) 障害者差別解消法の制定と施行
  - ・ 不当な差別的取り扱いの禁止
  - ・ 行政機関・民間業者共に合理的配慮の提供を義務化
- 3) 障害者雇用促進法の 2016 年改正
  - ・ 雇用分野における不当な差別的取り扱いの禁止
  - ・ 雇用分野における合理的配慮の提供の義務



## 第2 市民生活における障害者差別解消

- 1 「機能に着目した障害」とは何かを知ろう。

例：聴覚障害ってどんなもの？ 統合失調症って？ ダウン症って？

- 2 障害者にとって壁（バリア）とは何かを知ろう。

非障害者である人々にとっては不都合のない場合でも、心や身体の機能に不具合のある人々には壁となってしまうもの、設備、サービス、考え方がある。

- ① 物理的な壁 例：車椅子が通過できない階段のみの入り口
- ② コミュニケーションに関する壁 例：知的障害者には理解できない「難解な言葉」
- ③ ルール・慣行に関する壁 例：一切の動物の入店禁止 盲導犬も入店できない
- ④ 障害に対する無理解の壁

- 3 目の前にいる一人の障害者が何を求めているのかを知ろう。

- 4 障害者と非障害者の双方にとって「理にかなった」配慮をするためには、双方が対話を行なうことが必要です。

- 5 合理的配慮とは = 相手のニーズを知り、配慮し、人間関係の改善を図ること。

## 第3 合理的配慮の実現と障害者の逸失利益に関する画期的判決がありました。

一審判決

Aさん（聴覚障害3級 11歳児童 信号待ちしていたところを暴走車にひかれて死亡）の将来の労働能力を非障害者と比べ85%と考え、逸失利益を約3700万円と認定。

## 二審判決

Aさんの将来の労働能力を非障害者と比べ100%と考え、逸失利益を約4300万円と認定。

理由 1) Aさんは高いコミュニケーション能力があり、手話などを用いれば非障害者に劣らない能力を発揮できた。

2) 将来、技術革新の恩恵により、聴覚障害者が円滑なやりとりを円滑にすることができる事が予想される。

3) ささやかな合理的配慮があれば、職場で十分な労働能力を発揮できる事が期待される。

### 〈参加した感想〉

今回、大変重要なこと、障害者差別解消法の基本にあるのは国連で採択された障害者権利条約にあること、又その基本にあるのは人権であること、を知りました。非障害者の無理解が障害者にとっての壁を作ってしまうこと、それを解消するには対話が重要です。シンポジウムでは障害の故に現実の生活の中での生きにくさを知ることができ、大変有意義な講演会でした。

## ● SST勉強会 2月14日 ひらつか市民活動センター 参加者 15名 (初参加2名)

講師 高森信子先生 テーマ 「親が変われば子も変わる」

初めに参加者一人ひとりからお困り事について話していただきました。きょうだいのこと、子どものこと、夫のこと。みんなそれぞれに長年の悩みは大きく、その一つ一つを高森先生は忍耐強く聞いてアドバイスをくださいました。その後、資料を輪読し、それに基づいてお話がありました。要旨をお伝えします。

- ・お母さんが変わって事態が好転。現実を受け入れ、自分の理想の人間にする事をやめた。
- ・ストレスを与える一番は家族 (ぜんかれん時代のアンケート調査から)。
- ・家族の役割は安心をあげること。当事者の願いはストレスを与えない家族になって欲しい。
- ・相手と過去は変えられない。自分と未来は変えられる。
- ・子どもが変わりやすいように親が先に変わってあげる。
- ・家族への願いの一番は、「もっと私の気持ちを分かって欲しい」。
- ・相手の気持ちを分かる為の大切なポイントは、助言や忠告を言わずに聞くことに徹する。
- ・大切なのは共感と感情用語 「辛かったね」「こわかったね」 (大変ね、はNG)

感想 大切なのは自分の姿に気付くこと。気付かなくては変わらない。

## ● サロンあゆみ 2月21日 (金) 13:00~16:00 ひらつか市民活動センター 参加者14名

この日は当事者であるWさんが自分で考案したという連想ゲームをする為に、小さいホワイトボードやペンなどを持参して参加していただきました。みんな順番に解答者になり、「簡単すぎる、もっと難しくして」などワイワイガヤガヤ。みんなではじめてのゲームを楽しみました。

後から三人パラパラと見えて、自然と三グループに分かれ、それぞれじっくり話が出来ました。息子さんの病歴が40年以上の方は全国の病院や相談機関を回った経験や現在の困りごとを話されました。当事者の方が中学でのいじめを話すと「うちもあった」という人が多くありました。同じ

病院でも先生によって対応が違うことやグループホームやデイケアの管理・強制が強くて本人に合う所が見つけにくい、近所の人々の理解が得にくいなど様々な話題で活発な交流の時となりました。

## ●「まるごと支援」の必要性を学ぶ 2月26日(水) ひらつか市民活動センター

講師 又村あおい氏 (全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事長)

又村氏は 平塚市役所に 25 年間勤務され、障がい福祉に携わり、最後の五年間は地域共生を担当されました。手をつなぐ育成会は知的・発達障がい児・者の会です。

「地域共生社会ってなに？」というタイトルで話し合いました、市民活動センターの方々をはじめ、障がい者支援団体、社会福祉士、介護関係者、地域包括センターの方達が多数参加しました。六人程のグループに分かれ、日頃困っている事例を発表し合いました。親の世代が高齢化し認知症になり、子の世代が障害者であったり引きこもりであったりするケース、そこに貧困がからんでくる困難な状況もあることが報告されました。他の団体の仕事の内容を理解する良い機会にもなりました。ワンストップでまるごと支援の必要性を強く感じました。



## これからの予定

◆心理勉強会 3月28日(金) 13時～16時 ひらつか市民活動センターA会議室

講師 心理カウンセリングルームそらいろ代表 井上雅裕氏

◆あゆみ会総会 4月30日(水) 13時～16時 ひらつか市民活動センターA会議室

総会(一時間程度)の後 江口友子市議員との懇談会を行ないます。平塚市の福祉の状況、また精神障害者の状況など話し合う良い機会です。皆様のご参加をお待ちしています。

## そのほかのお知らせ

◆精神保健福祉ボランティアグループ **こんぺいとう**

3/22(土) 11:00～14:00 サロン 福祉会館いこい室・調理室 参加費 300円

4/12(土) 13:30～15:30 お茶会 中央公民館3F和室 参加費 100円

4/19(土) 13:30～ 総会・定例会 会場未定

4/26(土) 11:00～14:00 サロン 会場未定 参加費 300円

◆湘南当事者の会(精神障害者の集う会)

3月29日(土) 13:00～17:00 平塚市福祉会館1階 いこい室 参加費 200円

お菓子、飲み物あり 当事者の方どなたでも参加できます。

**お知らせ** 新年度より諸般の事情により、あゆみ会報を隔月発行とさせていただきます。

次号は5月となりますのでご了承の程宜しくお願い致します。

